

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成30年9月5日	
【会社名】	日本農業株式会社	
【英訳名】	NIHON NOHYAKU CO., LTD.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 友井洋介	
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋一丁目19番8号	
【電話番号】	東京6361局1400(直通)	
【事務連絡者氏名】	管理本部 総務・法務部長 永井統尋	
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋一丁目19番8号	
【電話番号】	東京6361局1400(直通)	
【事務連絡者氏名】	管理本部 総務・法務部長 永井統尋	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	14,000,052,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年8月21日に提出いたしました有価証券届出書の記載事項のうち、払込期間が平成30年9月5日付で確定しましたので、これに関する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

2 株式募集の方法及び条件

(2) 募集の条件

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

2 【株式募集の方法及び条件】

(2) 【募集の条件】

(訂正前)

(前略)

- (注) 4 平成30年8月21日開催の当社取締役会決議においては、払込期間について、原則として平成30年9月28日から平成30年10月31日までとし、仮に本第三者割当増資について会社法第206条の2の規定に基づいて株主総会決議が必要となった場合には払込期日を平成30年12月28日とすることが決議されています。平成30年9月5日に払込期間又は払込期日が確定する予定であるため、同日、訂正届出書を提出いたします。

(訂正後)

(前略)

- (注) 4 平成30年8月21日開催の当社取締役会決議においては、払込期間について、原則として平成30年9月28日から平成30年10月31日までとし、仮に本第三者割当増資について会社法第206条の2の規定に基づいて株主総会決議が必要となった場合には払込期日を平成30年12月28日とすることが決議されています。平成30年9月5日に本第三者割当増資について会社法第206条の2の規定に基づく株主総会決議による承認は必要とならないことが確定しましたので、払込期間は平成30年9月28日から平成30年10月31日までと確定しました。